

指 示

平成28年5月31日

葛尾村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、葛尾村において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、平成27年6月12日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』における避難指示解除の要件を満たすことから、平成28年6月12日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上